

「温泉法第 3 条に基づく掘削許可の取扱いについて」

【議題】

温泉法第 3 条の「土地の掘削の許可」の適用範囲の明確化について

1. 「温泉法第 3 条」について

【温泉法】

第 3 条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2. 「地熱発電に係る規制改革」について

<これまでの規制改革の動き>

(閣議決定等)

平成 22 年 6 月 「規制・制度改革に係る対処方針」

「温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。」

平成 22 年 9 月 「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」

平成 23 年 11 月 「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」

平成 24 年 3 月 「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」策定・通知
(地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく「技術的な助言」)

第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方

1. 掘削許可に係る判断基準の考え方

……、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる。

平成 25 年 1 月 内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を設置

ワーキング・グループ（健康・医療、エネルギー・環境、雇用、創業等）

<第 2 回（H25.3）エネルギー・環境WG>

「公園・温泉・制度フォロー検討会」からのヒアリング

規制・制度改革の要望「地熱発電の導入促進に向けて」

平成 25 年 6 月 「規制改革に関する答申 ～経済再生への突破口～」

『行政指導で拡大解釈され、「温泉の湧出が見込まれる」場合には「温泉をゆう出させる目的」でなくても掘削許可が必要とされている。』及び「法律を拡大解釈して、法律上は許可が不要である掘削に対して許可申請を求めるのは適切な対応とはいえない。」との指摘。

<規制改革会議の指摘内容等について>

『「温泉の湧出が見込まれる場合」に掘削許可の申請を求めていること』について

○法の拡大解釈である。

○許可が不要である掘削に対して申請を求めるのは適切な対応とはいえない。

(要点)

- ① 温泉法第3条の規定に則し、「他目的掘削（温泉を湧出させる目的以外の目的による掘削）」であるときには、掘削許可は不要であること。
- ② （客観性があっても）「温泉の湧出が見込まれる場合」という要件のみをもって、掘削許可の申請を求めることは適切な対応とは言えないこと。



規制改革会議からの指摘は、地熱開発関係の温泉資源の保護に関するガイドラインにおける内容のみではなく、温泉法第3条の取扱いについて言及されたもの。



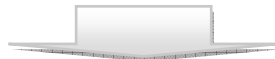
平成25年6月14日 「規制改革実施計画」（閣議決定）

【事項名】 「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」の適用範囲の明確化

【規制改革の内容】

「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。」

【実施時期】 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置



<温泉法第3条の掘削許可の適用範囲の考え方について>

規制改革会議の指摘を踏まえ、温泉資源の保護の観点から法解釈の再整理・確認が必要。

【法の適正な施行に対する課題】

法第3条の条文の読み方については、規制改革会議の指摘のとおりであるが、過剰な開発（乱掘）や紛争による温泉地内での混乱の発生などの問題に対して、温泉資源の保護・管理の観点から、温泉法の趣旨に基づき、土地を掘削しようとする時点において影響を未然に防止するための対策（許可制度等）として、一定の成果があった。

【温泉の湧出を目的としない掘削】

- ① 水井戸の掘削
- ② 地熱井の掘削（構造試錐井、観測井、還元井）
- ③ その他の掘削（鉱物・土石類の採掘、ダムその他工作物の建築等に伴う掘削、地中熱利用に伴う掘削、地震予測のための掘削、地質調査のための掘削など）

3. 現行の掘削許可の適用範囲の運用実態等について

<自治体における掘削許可の運用実態等について>

温泉資源の保護の観点から、一部の自治体では「他目的掘削」であっても、「温泉の湧出が見込まれる場合」には、掘削許可の申請を求める運用がなされている。

例えば、温泉を湧出させる目的としない「水井戸掘削や地熱井掘削」などについても、運用により温泉法第3条の掘削許可の申請を求めているケースがある。

<都道府県へのアンケート調査結果>

（別紙：資料3）

「規制改革実施計画」について（平成25年6月14日 閣議決定）

Ⅱ 分野別措置事項

1 エネルギー・環境分野（2）個別措置事項

① エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

・地熱発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
7	「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」の適用範囲の明確化	「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。」	平成25年度 検討開始、 平成26年度 結論、結論を 得次第措置	環境省

（参考）

○規制改革会議「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」（平成25年6月5日）

1 エネルギー・環境分野

オ 地熱発電

- b 「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」の適用範囲の明確化
 【平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置】

温泉法第3条では、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削」する場合に都道府県知事に申請し、許可を受けることが必要とされている。一方、これが行政指導で拡大解釈され、「温泉の湧出が見込まれる」場合には「温泉をゆう出させる目的」でなくても掘削許可が必要とされている。平成24年3月27日に環境省が策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においても、「資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要」と記載されている。

こうした行政指導は、目的を偽って掘削が行われるのを防ぐ等、温泉資源の保護を目的に行われてきたものと認識しているところ、不正な掘削等は温泉法第38条の罰則規定及び同第10条に基づく原状回復命令等により厳正に対処すればよいのであり、法律を拡大解釈して、法律上は許可が不要である掘削に対して許可申請を求めるのは適切な対応とはいえない。

したがって、温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。

閣議決定等について

平成22年6月18日（閣議決定）

「規制・制度改革に係る対処方針」

【規制改革事項】

⑤再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（自然公園・温泉地域等における風力/地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等）

【対処方針】

○温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。

＜平成22年度中検討開始、結論を得次第措置＞

○掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを確認した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。＜平成22年度中措置＞

平成22年9月10日（閣議決定）

「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」

【Ⅲ 緊急的な対応の具体策】

5. 日本を元気にする規制改革100

財源を使わない景気対策として、規定の改革の実施時期を前倒しすることを含め、都市再生・住宅・環境・エネルギー、医療・介護、観光振興をはじめとした地域活性化及び国を開く経済戦略の5分野を中心に、需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革を推進する。さらに、先に決定された「新成長戦略」や本対策に盛り込まれた事項を含む規制・制度全般について、時代や環境の変化への対応、政策目的に合致した政策手段の採用などの観点から、行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会」において更に検討を進め、平成22年度末を目途にとりまとめを行う。

＜具体的な措置＞

○環境・エネルギー技術の投資・利用促進

・再生可能エネルギーの全量買取制度の円滑な導入を目指すとともに、一定の場合において大規模太陽光発電設備について、建築基準法の工作物の対象外とする措置を平成22年度中に講じ、さらに、温泉法等の風力発電・地熱発電に係る設置許可基準の明確化を図る。また、住宅・ビルへの省エネ・新エネ設備を導入する際に容積、高さが不算入となる場合を明確化し導入のインセンティブとする。これらの取組等により総合的に再生可能エネルギーの普及を加速化する。

【別表1 規定の改革の実施時期を前倒しする事項】

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
4	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等）	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討開始・平成23年度中を目途に結論・措置	環境省

平成23年11月1日（エネルギー・環境会議決定）

「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」

2. 第二の重点 ～再生可能エネルギーの導入加速

(3) 地熱発電

地熱発電は、出力が安定しており、設備利用率も高いといった特徴を有する。地熱資源は、火山国である我が国に豊富に存在するエネルギー資源である一方で、森林地域や自然公園に集中して存在している。地熱発電を推進するために、これらの地域における自然公園法等に基づく立地規制の許可要件の明確化とともに、温泉利用等との調整も重要課題である。

○重点番号15：温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定

【改革の方向性】

地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。

【検討の対象】

対 象：温泉法第4条の運用

検討の場：環境省

【結論を得る時期等】

- ・22年9月の閣議決定において、地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう23年度中を目途に通知することとされている。
- ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目
- ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目
- ・23年度中に結論・措置

(別表) エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
重点15	48	温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定	地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置
	49	温泉審議会等の構成員のあり方の見直し	掘削許可の可否について審議する温泉審議会において近隣温泉への影響等を技術的・科学的知見から判断できる地質等の専門家の参画を検討するよう通知する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置
	50	掘削許可の対象の明確化	温泉法上の掘削許可の対象は温泉を湧出させることを目的とする場合であり、温泉の湧出を目的としないいわゆる調査井や還元井については、掘削許可の対象外である旨明確化する。	温泉法第4条の運用	23年度中結論・措置

【温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）】（抜粋）

第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方

1. 掘削許可に係る判断基準の考え方

温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとしており、地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に地下の熱水貯留状況を確認し、資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる。

4. 各段階における掘削許可の判断に係る情報及び方法等

4-1. 広域調査段階

対象地域における地熱資源開発の可能性を検討し、広域の範囲から、より地熱資源開発の可能性が高い地域が抽出される。その抽出された地域において、坑井掘削から判明した地温分布状況に基づいて予想される地熱資源の存在状態を踏まえた有効な調査計画（調査内容や規模）が立てられる。この段階では、広域の地質分布及び地質構造の概要、地熱貯留層の平面的な賦存状況、温泉の水質や起源等の特性に関する情報が得られる。

表 5-1 広域調査段階における掘削の場合（例）

調査段階	I. 広域調査段階
想定される坑井掘削の内容	構造試錐井（温泉の湧出が見込まれる場合）
掘削目的	地熱開発可能性に関する地質構造の確認、地下温度（主に浅部）の確認

～

表 5-2 概査段階における掘削の場合（例）

調査段階	II. 概査段階
想定される坑井掘削の内容	構造試錐井（温泉の湧出が見込まれる場合） 観測井（温泉の湧出が見込まれる場合）
掘削目的	構造試錐井、観測井掘削による地下温度（主に浅部）、地質情報の取得 観測井による地域の温泉、地下水特性把握

「参考資料」

【参考条文】

温泉法（昭和23年7月10日法律第125号）・・・（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（土地の掘削の許可）

第3条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第4条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 （略）
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

（原状回復命令）

第10条 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。

（温泉の採取の制限に関する命令）

第12条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

（他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令）

第14条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告徴収)

第34条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第35条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

第七章 罰則

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに土地を掘削した者

二 ~四 (略)

2 (略)

【過去の疑義照会への回答等について】

＜事例 1＞

【温泉法の解釈について（昭和 29 年 7 月 27 日国発 190 号厚生大臣官房国立公園部長回答）】

先般、温泉法の解釈に関し、左記上欄のような照会があったが、これについては、左記下欄の通り解釈すべきものであるから了知されたい。なお、照会のあった県に対しては、この通知をもって回答にかえるからお含み願いたい。

照会県名	質疑	解釈
福岡	<p>一. ○○郡○○町、○○温泉の既設泉源から約八米の箇所温泉業者が飲料水用の井戸（同人所有の用水井は極度の鉄分を含有し、そのままでは使用に堪えないと言う）を掘ると称し、目下掘さく工事を進めている（現在三十尺程度掘進）。この箇所は、○○温泉で最も高温の温泉が湧出している地帯で、八十尺以上掘井すれば、温泉が湧出することはほぼ確かと認められる。</p> <p>二. よって、温泉法を調べるに、法第七条、第十一条は、一応、事後措置を規定するものとは解するが。</p> <p>三. ○○温泉源枯渇の現況に鑑み、右行為は温泉源に影響を及ぼし、公益を害する虞があると認め、温泉保護上成るべく事前に措置したいので、次の</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 掘さく者所有の源泉は、最近、温度低下（二十九度位）し、且つ鉄分を帯び来り目下の状態は温泉として非常な悪条件下にある。 2. 同人は、かつて、現在の△△箇所に温泉掘さくを申請し、不許可となった事実がある。 3. 掘さくの工法がこの地方における温泉掘さくと同一方法（カズサ堀）である。 4. 現在掘さく中の井戸から同人宅までは、約八十間の距離があり、社会通念上、用水井戸と断定するは困難である。 <p>等々の客観的情勢を総合判断の上、掘さく者は、法第三条第一項の許可を受けないで、土地を掘さくした者と認定し、直ちに、法第七条後段の規定を適用し、原状回復命令を出し得るものか、どうか。</p> <p>四. 若し出し得ないとすれば、温泉地内における前記の如き井戸掘さくについて他に適当な取締法規はないものかどうか。</p>	<p>掘さく工事の方法、掘さく地点の地質その他を総合的に判断して温泉を湧出させようとする掘さく人の主観的意図が推知される場合には、たとえ、温泉を湧出させる目的以外の目的で土地を掘さくする旨を主張する者についても、温泉法第三条第一項の規制による許可が必要である。従って、本件においては、掘さく人は、同項の規定による許可を受けないで土地を掘さくした者に該当し、同法第七条後段の規定により、必要に応じ原状回復命令を命ずることができるものと解される。</p>

「掘削工事の方法、掘削地点の地質その他を総合的に判断して、温泉を湧出させようとする主観的意図が推知される限り、たとえ、掘削人が温泉を湧出させる目的以外の目的で土地を掘削する旨を主張する場合においても許可を必要とする。(昭和 29 年 7 月 27 日国発第 190 号国立公園部長通知)」

<質問1>

地下水（水温 20 度前後）を湧出させ、農業用水として利用するため、温泉法の掘削許可を受けずに、温泉湧出地の近接地を掘削した。（温泉を湧出させる目的で掘削したものではないと主張。）現状では、泉源に影響を与えているとは認められないが、将来同様に付近農家が競って掘削を行った場合、当然、湧出量あるいは泉質に影響を及ぼすことが考えられるので、温泉法の主旨により、温泉法の掘削許可を適用すべきと解してよいか。

（回答）

温泉を湧出させる目的以外の目的で土地を掘削する場合でも、科学的調査その他総合的判断に基づき、掘削地点付近一帯の地域にわたり温泉が存在すると認められるときは、温泉法第3条第1項の規定により許可を受けさせなければならない。（昭和34年3月7日国管発第54号管理課長回答）

<質問2>

温泉、地下水、その他地下資源の調査と称して口径約100ミリの鉄管を地中に打ち込み回転式ボーリングにより地下深く掘削して地質調査を兼ね試掘の計画があるが、温泉法第3条の許可手続を要する否か。

（回答）

試掘は、その目的が温泉の湧出の調査である限り、温泉法第3条の適用を受けるから、同条に規定する許可手続を必要とする（昭和26年国立公園部長回答）

<質問3>

地熱発電が計画され地熱測定のため諸所にテストボーリングを行い、その結果をみて本格ボーリングを実施するとのことであるので温泉法の立場から種々考究しているが、本格ボーリングは動力源として高圧水蒸気を採取するのであるから、同法第3条の規定に抵触することは当然で、許可を要するが、テスト・ボーリングは地熱測定のため直接水蒸気の採取が目的でないから、第3条の規定に抵触せず許可を要しない。万一、温泉に影響を与えたときは、同法第14条の発動で措置すれば差し支えないように解釈できる。

地質、地熱測定を目的とする調査又は試験用の掘削は、温泉法第3条に規定する許可を要するか否か。

（回答）

地熱の測定がテスト・ボーリングによって湧出させた温泉について行われるものである限り、当該テスト・ボーリングの実施は、温泉を湧出させる目的で土地を掘削することに該当し、従って、本件は、温泉法第3条第1項の規定による許可を要するものと解される。（昭和29年管理課長回答）

<質問4>

井探鉱のためにボーリングしたところから温泉が湧出し、これを当該土地の所有者等で自家用（飲用、浴用）として利用している場合、温泉法第3条第1項の許可を要するか。

（回答）

掘削地が、温泉について未開発地であり、かつ温泉を湧出させる目的以外の目的で土地を掘削する行為は、温泉法第3条の適用はないが、温泉を湧出させる目的以外の目的で土地を掘削する場合であっても、掘削地付近一帯にわたり、あらかじめ温泉が存在すると認められるときは、法第3条の許可を要するものと解する。（昭和46年環境庁自然保護局企画調整課長回答）

<事例 2>

○県の直轄工事（地すべり対策のための地下水の排水工事）

（旧法条文番号記載）

（質問）

温泉法第 3 条の取扱いについて

本県の某地域で現在、国土交通省所管の地すべり対策として県の直轄工事を実施中であるが、工事の概要は地下水を排水する目的で多数の地点から放射状に傾斜 30 度、深度 50 メートル乃至 60 米で五方向にボーリングを実施するものである。現在、この工事のため地下水とともに温泉がゆう出し、既に、付近の既設源泉に影響を生じているが、このことに関して、

(1) 「温泉法の説明」中法第 3 条の解釈として「温泉をゆう出させる目的とは土地を掘削するに際して温泉のゆう出が客観的に予想される場所又は状態における場合は、凡て該当するとみるべきである。」と記述されているが、本件工事の地点は、既設源泉から約百メートルの距離にあり、工事の施行場所、状況等から推して法第 3 条第 1 項の許可を要すると思われるがいかが。

(2) 右のように解した場合、県の直轄工事についても知事の許可を要するか。

(3) 国土交通大臣の許可を得て行う地すべり対策の工事であっても温泉法に基づく知事の許可を要するか。

(4) 本件掘削が許可を要するものであるとしても、その性質上、所定の手続を略し、温泉審議会に対してもその概要を報告する程度にとどめ、その了解を得て、承認の形式で処理することはできないか。

(5) 本件温泉は、自然ゆう出源ではないので、これを利用させることは、合法的ではないと思料するが、もし、ゆう出地の土地所有者から法第 13 条の利用許可申請があった場合、これに対し許可を与えるべきか。また、当該温泉を本件工事により影響を被った既存温泉に還流することは適法であるか。

（回答）

(1) 法第 3 条第 1 項に「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削するとは、温泉のゆう出目的とするすべての土地の掘削を意味し、ゆう出後、当該温泉を利用するか、それとも廃棄するか、あるいはどのような方法で利用するか等には全く関係がないと解する。したがって、本件地すべり対策工事についても温泉のゆう出が推知され、かつ、他の地下水とともに温泉をもゆう出させるための工事である以上、当該掘削が法第 3 条第 1 項の掘削に該当することは当然である。

なお、「温泉法の説明」に「温泉のゆう出が客観的に予想される場所又は状態における場合には、凡て該当するとみるべきである。」とあるのは、そのような客観的条件が存する場合において、当該温泉をゆう出させようという主観的意図をもって行う掘削は、すべて法第 3 条第 1 項の掘削に該当するとの意である。そのような客観的条件が存する場合においても温泉をゆう出させる目的以外の掘削 一たとえば、鉱物、土石類の採掘、工作物の設置等のための土地の掘削一 は、法第 3 条第 1 項の掘削ではなく、法第 12 条に規定する温泉ゆう出目的以外の掘削である。

(2) 国の機関として都道府県知事が本法の施行に関し、温泉源の保護のために 一たとえば、掘削の許否を決するための地質調査としてボーリングを行う場合等 一法第 3 条第 1 項の掘削を行う場合は格別、その他の場合にあつては、たとえ県の直轄工事であっても同項の許可を要するものと解する。

(3) 本件工事が仮に他の行政庁の許可を得たものであっても、当該許可は温泉源の保護以外の行政目的から与えられたものであつて、本法とはなんら関係がない。したがって、本件工事が法第 3 条第 1 項の掘削に該当する以上、当然に同項の許可を要するものと解する。

(4) 本件工事は、県の団体事務として行われるものと解され、一方、法第 3 条第 1 項の許可は国

の機関としての知事が与えるもの（現在は、自治事務）であるから、本件工事の許可手続きに関し、本法運用上、特別の措置を講ずることは許されない。したがって、今後の工事については、すべて所定の手続により許可を受けることを要する。また、既に着手又は完了した工事についても工事の当初、温泉のゆう出が推知されたものについては、事後処分により所定の手続を了しておくことが適当である。ただし、許可申請手数料は、納付と収入の主体が一致するから、県の関係規則の定めるところにより免除することが適当であろう。

なお、本件掘削は、公益のためにする工事であるから、たとえ、それが周囲の温泉源に多少の支障を与える場合においても、当該工事によって実施される地すべりの防止という公益が当該工事を不許可に附することによって保たれる温泉源の保護という公益を超える限り、これを許可して差し支えない。しかし、この場合においても温泉源の保護に必要な附帯工事の実施、工事方法の変更、温泉排水量の制限等の措置を講じ、当該工事が温泉源に及ぼす支障を最小限にとどめることが必要である。

また、このことは、既に着手又は完了した工事についても、全く同様であるから、前記の事後手続に際し必要な措置を考慮すべきである。

- (5) 県の行った工事によってゆう出した温泉であっても、ゆう出地の土地所有者との間に特別の意思表示のない限り、温泉の利用権は土地所有者に属すると考えられる。また、法第13条の許可は、公衆衛生上の見地から与えられるものであるから、当該温泉が衛生上有害でないときは、許可することを要する。

なお、当該温泉を既存温泉に還流することは温泉法と直接関係のある事項ではないので、適法違法の問題は生じないが土地所有者の同意を得た上、本件工事によって被害を被った既存温泉に対し、このような措置を講ずることは妥当な措置であると考えられる。

（昭和31年 国発第238号 国立公園部長回答）

【温泉法の立法目的（昭和 23 年当時）】

< 第 2 回国会における厚生大臣が発言した温泉法提案理由説明（抜粋） >

「我が国は、世界に冠たる温泉国でありまして、古来温泉は国民の保養又は療養に広く利用されて参ったのでありますが、温泉地の発達に伴い、或いは濫掘の結果、水位が下がって、湧出量が減退または枯渇するとか、或いは温泉に関する権利関係が複雑を極め、各種の紛争を起こす等いろいろの問題が出て参ったのであります。これらの問題を処理致しますため、従来都道府県令をもって温泉に対する取締りを行って参ったのであります。新憲法の施行により昨年末、これらの府県令はその効力を失ったのであります。

しかしながら、温泉は我が国の天然の資源として極めて重要なものでありまして、これを保護するとともに、その利用の適性を図り、一面、国民の保健と療養に資すると同時に、他面その国際的利用による外貨の獲得に役立てますことは国家再建上、喫緊の要務と存じますので、この際、従来の都道府県令の内容とするところを基礎としてこれを若干、拡大致しまして温泉の保護とその利用の適正化に遺憾なきを期するためこの法律案を提出した次第であります。」